

諮問番号：令和3年度諮問第1号

答申番号：令和3年度答申第4号

## 答 申 書

### 第1 審査会の結論

中央市福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が令和2年12月15日付で行った生活保護法（昭和25年法律第144号。以下「法」という。）第24条第3項の規定による保護申請却下処分（以下「本件処分」という。）に係る審査請求（以下「本件審査請求」という。）については棄却されるべきであるとする審査庁の判断は、妥当である。

### 第2 事案の概要

#### 1 事案の骨子

本件は、令和2年12月2日、審査請求人が処分庁に対し、法第24条第1項の規定に基づき生活保護の開始の申請（以下「本件申請」という。）を行ったが、現在の収入が最低生活費の基準を上回ることを理由として、処分庁が同月15日付けで本件処分を行ったところ、令和3年2月25日、審査請求人が本件処分の取消しを求める本件審査請求を行ったものである。

#### 2 関連法令等の定め

- (1) 生活保護は、「生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」ものである（法第4条第1項）。
- (2) 「民法…に定める扶養義務者の扶養及び他の法律に定める扶助は、すべて」生活保護に優先して行われる（法第4条第2項）。
- (3) 直系血族は、互いに扶養をする義務がある（民法（明治29年法律第89号）第877条第1項）。
- (4) 要保護者に扶養義務者がある場合には、扶養義務者に扶養及びその他の支援を求めよう要保護者を指導し、また、民法上の扶養義務の履行を期待できる扶養義務者があるときは、その扶養を生活保護に優先させる（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）第5）。
- (5) 保護の申請があったときは、要保護者の絶対的扶養義務者の存否を速やかに確認す

- る。この場合、要保護者の申告によるものとし、さらに必要があるときは、戸籍謄本等により確認する（「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）第5の1（1））。
- (6) 存在が確認された扶養義務者については、要保護者等からの聞き取り等により、扶養の可能性の調査を行う（局長通知第5の2（1））。当該調査の結果、「扶養義務履行が期待できない者」と判断された場合は、個別に慎重な検討を行った上で、当該扶養義務者に対し扶養照会を行わないこととして差し支えない（「生活保護法による保護の実施要領の取扱いについて」（昭和38年4月1日社保第34号厚生省社会局保護課長通知。以下「課長通知」という。）第5の2）。
- (7) 保護の実施機関及び福祉事務所長は、保護の決定のために必要があると認めるときは、扶養義務者に対し、資産、収入の状況等について、必要な資料の提供等を求めることができる（法第29条第1項第2号）。
- (8) 局長通知第5の1により把握された扶養義務者について、その職業、収入等につき、要保護者等から聴取する等の方法により、扶養の可能性を調査する。調査に当たっては、金銭的な扶養の可能性のほか、被保護者に対する定期的な訪問・架電、書簡のやり取り、一時的な子どもの預かり等といった精神的な支援の可能性についても確認する（局長通知第5の2（1））。
- (9) 最低生活費は、要保護者の年齢別、性別、世帯構成別、所在地域別等による一般的な需要に基づくほか、健康状態等によるその個人又は世帯の特別の需要の相違並びにこれらの需要の継続性又は臨時性を考慮して認定する（次官通知第7）。また、最低生活費の認定は、当該世帯が最低限度の生活を維持するために必要な需要を基とした費用を、必ず実地につき調査し、正確に行わなければならない（局長通知第7）。
- (10) 医療費の内容としては、①指定医療機関等において診療を受ける場合の費用、②薬剤又は治療材料に係る費用、③施術のための費用、④移送費が挙げられる（生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）別表第4）。また、指定医療機関等において診療を受ける場合の医療費は、医療関係法令通知等に示すところにより診療に必要な最小限度の実費の額を計上する（局長通知第7の5）。
- (11) 収入の認定に当たっては、当該世帯の預金、現金、動産、不動産等の資産の状況、世帯員の生活歴、技能、稼働能力等の状況、社会保険その他社会保障的施策による受給資格の有無、扶養義務者又は縁故者等からの援助及びその世帯における金銭収入等のすべてについて綿密な調査を行い、必要に応じて関係先につき調査を行う等収入源について直接に把握する（次官通知第8の1（4））。また、他からの仕送り、贈与等による金銭であって、社会通念上収入として認定することを適当としないもののほかは、すべて収入として認定する（次官通知第8の3（2）イ（ア））。
- (12) 保護の要否及び程度は、原則として、当該世帯につき認定した最低生活費と収入との対比によって決定する（次官通知第10）。また、保護の要否の判定は、原則と

してその判定を行う日の属する月までの3箇月間の平均収入充当額に基づいて行うこととする（局長通知第10の2（1））。

- (13) 法による保護の実施に係る事務は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第2条第9項第1号に規定する第1号法定受託事務であり（法84条の5、別表第3）、地方自治法第245条の9第1項及び第3項に基づく処理基準として、次官通知、局長通知及び課長通知が定められている。
- (14) 行政庁は、審査請求若しくは再調査の請求又は他の法令に基づく不服申立て（以下「不服申立て」という。）をすることができる処分をする場合は、処分の相手方に対し、当該処分につき不服申立てをすることができる旨並びに不服申立てをすべき行政庁及び不服申立てをすることができる期間を書面で教示しなければならない（行政不服審査法（平成26年法律第68号）第82条第1項本文）。

### 3 前提事実

- (1) 令和2年12月2日、審査請求人は、処分庁に対し、本件申請を行った。
- (2) 同月4日、処分庁は、審査請求人の実母である〇〇〇〇氏（以下「実母」という。）並びに審査請求人の父、姉及び弟に対し、審査請求人への精神的な支援及び金銭的な援助が可能であるか否かの照会（以下「本件照会」という。）を行った。
- (3) 同月8日、実母は、本件照会に対し、精神的な支援及び金銭的な援助を「可」とし、毎月〇〇〇円を送金する旨の回答（以下「本件回答」という。）を行った。なお、本件回答には「これ以上無理です」、「年金では不足する」という記載もあった。
- (4) 同月11日、処分庁は、審査請求人の父及び弟から、精神的な支援及び金銭的な援助のいずれも「不可」とする回答を、同月14日、審査請求人の姉から精神的な支援のみ「可」とする回答をそれぞれ受理した。
- (5) 同月14日、処分庁は、審査請求人の自宅を訪問した。
- (6) 処分庁は、審査請求人に対し、実母による審査請求人への金銭的な支援を収入と認定し、現在の収入（〇〇〇〇〇〇〇円）が最低生活費の基準（〇〇〇〇〇〇〇円）を上回ることを理由として、同月15日付けの保護申請却下通知書（以下「本件通知」という。）により本件処分を行った。
- (7) 本件通知には、「この決定に不服があるときは、この決定を知った日の翌日から起算し3か月以内に山梨県知事に対し審査を請求することができます。（なお、決定があったことを知らなかった場合であっても、決定があった日の翌日から起算して1年を経過すると審査請求をすることができなくなります。）」との記載があった。

### 4 争点

- (1) 最低生活費の認定において医療費を認定しなかったことは、違法又は不当か。（争点1）

(2) 収入の認定において扶養義務者からの仕送りを収入として認定したことは、違法又は不当か。(争点2)

(3) 本件処分の際における処分庁の教示(以下「本件教示」という。)は、違法又は不当か。(争点3)

### 第3 審査関係人の主張の要旨

#### 1 審査請求人の主張

##### (1) 争点1について

審査請求人の主張は、大要以下のとおりであると解される。

審査請求人は、本件申請を行う前に、指定難病である〇〇〇〇〇〇〇〇〇と診断されており、本件申請当時は、数日に一度の間隔で酷いめまいの症状があった。また、本件申請を行った約半年前から、健康状態が酷く悪い状態が続いており、4～5回ほど救急搬送されていたり、医療費も掛かっていることをケースワーカーに伝達している。

たとえば、審査請求人は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から、令和2年8月24日、イソバイドシロップ70%分包30mL及びジフェニドール塩酸塩錠25mg「日医工」の処方箋を、同年9月14日、ツムラ五苓散エキス顆粒(医療用)、ベタヒスチンメシル酸塩錠6mg「TSU」及びメトクロプラミドプラミド錠5mg「トーフ」の処方箋をそれぞれ受けている。また、これらはそれぞれセファドール錠25mg(同年8月24日)並びにメリスロン錠6mg及びプリンペラン錠5(5mg)(同年9月14日)から変更されたものである。このように、審査請求人は比較的短期間のうちに様々な異なる薬による治療を試みたものの、いずれも審査請求人の体質には合わず(処方された薬が原因と思われるアレルギー発作により救急搬送されたことすらあった)、服用の継続を断念したものである。そして、他に適当な薬もなかったことから、本件申請を行う前の直近の診察において薬の処方を受けていなかった。

さらに、令和2年11月2日付け再診予約票(〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇作成)に、次の診療日時として令和3年1月4日の11時から12時と記載されているように、診療も継続していたものである。

審査請求人は、病気というやむを得ない事情により就労が困難となったことから、生活を成り立たせることが困難になったものであり、このような場合に一時的に生活を助けるのが生活保護制度であるのだから、本件において、最低生活費の認定の中で医療費が認定されないことは適切な判断とは思えない。

##### (2) 争点2について

ア 処分庁は、審査請求人が実母から〇〇〇〇円の仕送りを受けていることを理由に、その全額を審査請求人の収入として認定している。

しかし、審査請求人は、そもそも実母から本件回答を行ったという話は一切聞いて

いない。また、実母に確認したところ、本件回答を行ったこともなければ、処分庁から再度援助について確認されたこともないとのことであった。本件処分後間もなく実母が破綻していることも併せて考えると、実母が本件回答を行うはずがない。

また、〇〇〇円という金額は実母の受給年金額を上回るものであるし、実母もこれ以上の援助は難しい旨を資料で伝えている。このように、要保護者に対して援助を行う者の生活の破綻を容易に予見することができる状況である場合は、公的援助は認められるべきである。

イ 本件処分は、実母が審査請求人に対し生活できるだけの援助を行えば、実母の生活が成り立たなくなることが明らかである状況下で行われたものである。これは、援助を行う実母の生活は成り立たなくても良いことを認めたものであるから、このような収入認定は憲法第25条に違反する。

### (3) 争点3について

処分庁からは本件通知を渡されただけであり、審査請求の制度がある旨の説明は一切なかった。審査請求人が本件通知の記載から当該制度の存在に気が付いたことで、処分庁に対し質問を行うことができたのであり、その際の回答においても、審査請求をすることができる期間について説明はなかった。審査請求人から質問をしなければ回答をもらえないという対応であった。

## 2 処分庁の主張

### (1) 争点1について

本件申請時及び本件申請後の審査請求人に対する聞き取りにおいて、通院状況について確認を行ったところ、現在は受診・通院していないとの回答を得ており、その内容から「診療に必要な最小限度の実費の額」(局長通知5 医療費)がないと判断し、医療費を認定しなかったものである。

### (2) 争点2について

本件申請に係る「生活保護法による保護申請書」(以下「本件申請書」という。)に、実母から毎月〇〇〇円の仕送りを受けているとの記載があったことから、実母に対し本件照会を行ったところ、毎月〇〇〇円の仕送りを行っているとの本件回答を得たものである。よって、収入の認定に違法又は不当な点はない。

なお、実母の回答に「これ以上は無理です」との記載があったことから、今後状況が変化した際は再度相談いただくようお願いしている。

### (3) 争点3について

審査請求をすることができる期間については、本件通知に記載されており、内容についても説明を行った。

## 第4 審理員意見の要旨

## 1 結論

本件審査請求には理由がないことから、行政不服審査法第45条第2項の規定により棄却されるべきである。

## 2 理由

### (1) 争点1について

処分庁は審査請求人に対し、医療費算定の観点から通院の状況について確認しており、現在受診していないとの回答を得ている。また、診断書の書面にも通院や服薬等、治療の必要に関する記載はない。

以上の点からすると、医療費の認定を行わなかった処分庁の判断に違法又は不当な点はない。

### (2) 争点2について

扶養義務者による扶養は「保護に優先して行われる」ものであるから（法第4条第2項）、扶養に関する調査については、扶養義務者の存否の確認から行わなければならないところ、実母は扶養義務者に当たる。そして、実母は、本件照会に対し、毎月〇〇〇円を直接手渡ししているとの本件回答を行っていることから、収入の認定に違法又は不当な点はない。

## 第5 審査庁の判断

### 1 争点1について

審査請求人からは医療費がかかっている旨主張がある一方で、処分庁が審査請求人に対し通院の状況について確認した際は、現在受診していない旨の回答を得ている。

医療費に係る双方の主張を立証する証拠がない現状において、診断書に通院や服薬等の治療の必要性に関する記載がないことからすると、処分庁が医療費の算定をしていないことについて、違法又は不当な認定とまではいえない。

### 2 争点2について

審理員の意見と同旨。

## 第6 調査審議の経過

令和3年12月7日 審査庁から諮問提出

令和4年3月23日 審議

## 第7 審査会の判断

### 1 審理手続について

本件審査請求に係る審理手続は、適正に行われたものと認められる。







扶養照会を行うか否かに関する事項である（課長通知第5の2）。そして、本件申請書には実母より毎月〇〇〇円の仕送りがなされている旨が記載されており、審査請求人も処分庁の聞き取りに対してその旨答えていることからすると、この時点において、処分庁が実母を「扶養義務履行が期待できない者」として取り扱い、扶養照会を行わないという判断を行うことは通常想定し難いものである（むしろ、扶養義務履行の可能性があることを認識しながら扶養照会を行わないことが違法性又は不当性の疑いを生じさせることとなる）。

よって、実母に対し本件照会を行ったことが違法又は不当なものであったとは認められない。

(ウ) さらに、審査請求人は、本件回答において実母はこれ以上の援助は難しい旨を伝えており、生活を成り立たせることが困難であることは明らかであるから、公的援助は認められるべきであると主張する。

この点、確かに本件回答には「これ以上無理です」、「年金では不足する」との記載がある。しかし、前述の通り、実母は本件回答において、金銭的な援助の可否について「可」の欄に丸を付け、援助の方法・程度についても「金銭により毎月〇〇〇円を送金します。」としている。このように、本件回答における実母の回答内容には判然としない部分があるものの、金銭的な援助について「可」とする意思表示がなされている以上、かかる意思表示を最も重要視し、本件申請当時に実母から審査請求人に対してなされていた〇〇〇円の仕送りがなお継続されるものであると解釈することは、不自然・不合理なものとはいえない。

よって、実母からの仕送りについて、審査請求人が主張するような実母の生活が成り立たなくなるという「社会通念上収入として認定することを適当としない」（次官通知第8の3（2）イ（ア））事情は、本件申請当時において存在しない。

イ また、審査請求人は、本件処分における収入認定は憲法第25条に違反すると主張する。

しかし、そもそも当審査会は処分の憲法適合性を審査する権限（違憲審査権）を有しないため、この点について当審査会の審査権限は及ばないものである。

ウ したがって、実母からの仕送りを収入として認定したことは、違法又は不当とは認められない。

### (3) 争点3について

ア 行政庁は、審査請求をすることができる処分をする場合は、処分の相手方に対し、当該処分につき審査請求をすることができる旨並びに審査請求をすべき行政庁及び審査請求をすることができる期間を書面で教示しなければならないところ（行

政不服審査法第82条第1項本文)、本件通知にはこれらの事項が記載されているのであるから(前提事実第2の3(7))、同項に基づく教示はなされているものである。

この点、審査請求人は、本件通知を渡された際に審査請求の制度について説明はなかった旨主張するが、同項の規定により、書面で教示が行われている。

よって、審査請求人が主張する当該事実は、本件教示の違法性又は不当性に影響を及ぼすものではない。

イ したがって、本件教示は、違法又は不当なものとは認められない。

(4) 審査請求人は、生活保護の要否の決定に当たっては、収入と最低生活費の比較だけでなく、申請者や扶養義務者の状況も含め総合的に判断すべきである旨主張する。

しかし、保護の要否は、認定された最低生活費と収入との対比によって決定するのが原則であるから(次官通知第10)、審査請求人の上記主張は採用することができない。

(5) なお、審査請求人のその余の主張は、本件処分 of 違法性又は不当性の判断に影響を及ぼすものではない。

#### 4 結論

以上検討したところによれば、本件処分を行うに際しての審査過程に看過し難い過誤欠落は認められず、本件処分に違法又は不当とすべき事実も認められない。

したがって、本件審査請求には理由がないと認められるため、「第1 審査会の結論」のとおり答申する。

山梨県行政不服審査会

委員 信田 恵三

委員 關本 喜文

委員 中島 朱美